

平成19年12月18日(火)開催

総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 総務委員会室

○ 開 会

1 付託事件

- (1) 議案14件(別紙)
- (2) 請願1件、陳情2件(別紙)

2 協議又は報告事項

- (1) 委員会発議案について
- (2) 閉会中の継続調査事件について
 - ・行財政運営の改善合理化について
 - ・私学教育の振興について
- (3) 県庁舎耐震改修事業(本庁舎(本館))に係る総合評価について
- (4) 岡山県防災対策基本条例(仮称)素案に対する意見募集について
- (5) チボリ・ジャパン社取締役会の概要等について
- (6) 基本協定書(案)等について
- (7) その他

○ 次回委員会

・平成20年1月15日(火) 午前10時30分～

○ 閉 会

意見の聴取について(案)

(生活環境保健福祉委員会、産業労働警察委員会、農林水産委員会の意見を求める。)

議案番号	件名	関係委員会	摘要(主務課)
議第112号	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	総務	(人事課行政改革推進室)
	(別表第1(第2条関係)) ・社会福祉法に基づく社会福祉施設に関する部分 ・水道法に基づく専用水道に関する部分 ・老人福祉法に基づく特別養護老人ホームに関する部分	生活環境保健福祉	
	(別表第1(第2条関係)) ・大規模小売店舗立地法等に基づく大規模小売店舗に関する部分 ・中心市街地の活性化に関する法律に基づく大規模小売店舗に関する部分	産業労働警察	
	(別表第1(第2条関係)) ・農地法に基づく農地に関する部分 ・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地に関する部分	農林水産	

(生活環境保健福祉委員会の意見を求める。)

議案番号	件名	関係委員会	摘要(主務課)
議第113号	岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例	総務	(税務課)
	附則第5項中、改正部分	生活環境保健福祉	

総務委員会

- 1 議第 96 号 平成19年度岡山県一般会計補正予算(第4号)
第1条第1項
第2項「第1表歳入歳出予算補正」
歳入全般
第4条「第4表地方債補正」
 - 2 議第 98 号 平成19年度岡山県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
 - 3 議第 99 号 当せん金付証券の発売について
 - 4 議第102号 おかやま旧日銀ホールの指定管理者の指定について
 - 5 議第108号 損害賠償請求控訴事件の和解について
(県有財産売買契約に係る損害賠償請求控訴事件)
 - 6 議第110号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例
 - 7 議第111号 職員の自己啓発等休業に関する条例
 - 8 議第112号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 9 議第113号 岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例
-
- 10 議第115号 平成19年度岡山県一般会計補正予算(第5号)
第1条第1項
第2項「第1表歳入歳出予算補正」
歳入全般
歳出
第1款 議会費
第2款 総務費
第1項 総務管理費
第1目 一般管理費 営繕行政職員費
第3項 地方振興費
第1目 地域振興総務費
第10項 環境費
第8款 土木費
第4項 港湾費
第3目 空港管理費
- を除外
- 11 議第118号 平成19年度岡山県用品調達特別会計補正予算(第1号)
 - 12 議第119号 平成19年度岡山県営電気事業会計補正予算(第1号)
 - 13 議第120号 平成19年度岡山県営工業用水道事業会計補正予算(第1号)
 - 14 議第121号 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

総務委員会請願・陳情一覧表

○新規分3件 (請願1件、陳情2件)

付託委員会名	総務委員会						
	受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置
							送付 回答
請願第9号 (19.12.3)	岡山市住吉町2-35 教育会館 ゆきとどいた教育を もとめる岡山県民の会 会長 和泉 かよ子 署名者25,301人	私学助成を大幅にふや すことを求めること について	武田 赤坂 森脇				
陳情第33号 (19.9.19)	真庭郡新庄村2070-2 深田 聡美	消防団及び消防団活動 について					
陳情第47号 (19.12.5)	岡山市住吉町2-35 岡山県教育会館内 岡山県私学助成をす める会 会長 小橋 操	父母負担の公私格差是 正や私学の地域教育へ の貢献のために私学助 成について格別の配慮 を求めることについて					

請願・陳情

平成19年12月18日

総務委員会

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
請願第9号 (19.12.3)	岡山市住吉町2-35 教育会館 ゆきとどいた教育を もとめる岡山県民の会 会長 和泉 かよ子 署名者 25,301人	私学助成を大幅にふや すことを求めること について	武田 赤坂 森脇				

[請願の内容]

(請願趣旨)

私学助成を大幅にふやしていただきたい。

(請願理由)

私立高校は、県内の教育の発展に重要な役割を果たしてきた。岡山県においては、高校進学希望者の約3割が私立高校に進学している。私立高校進学者の中には、当初から私立高校を希望して進学している生徒もいるが、生徒募集定員の公私比率が7対3に設定されているもとの、公立高校を希望しながら、やむなく私

立高校に進学する生徒も少なからず存在している。

しかし、私立高校の初年度納付金は、公立高校の4倍を超えており、高学費のもとで、就学を継続することが困難になっている生徒もふえている。公教育に果たす私立高校の重要な役割を踏まえ、教育の機会均等を保障する上で、父母負担と教育条件の公私格差を解消することが求められている。そのためには、私学助成の大幅な増額と、授業料一律助成の新設、就学保障制度の充実など、制度の拡充が必要だと考える。

すべての子供に行き届いた教育を進めるために、私学助成を大幅にふやすよう、25,301人の署名を添えて請願する。

執行部意見

(総務部総務学事課)

私学助成については、私立学校の教育条件の維持向上と保護者負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めるため、その充実に努めてきたところであり、また、経済的理由により修学に支障をきたす生徒に対しては、従来から授業料減免制度や各種奨学金制度の活用などにより支援しているところである。

また、本県の厳しい財政状況のもとでは、私学助成の大幅な増額は困難であるが、私学教育の重要性に鑑み、今後とも適切に対応してまいりたい。なお、運営費助成を行っている中で、授業料一律助成の新設は困難である。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第33号 (19. 9. 19)	真庭郡新庄村2070-2 深田 聡美	消防団及び消防団活動 について					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

消防団は、消防署を充実できない地方の地域社会の中では、欠かせない存在である。しかし、その一方でさまざまな問題を抱えていることも事実であり、近年の団員の減少もそこに原因があると感じている。消防団のあり方について、ぜひ改善を検討していただくようお願いする。(文章中の数字や事例などは、陳情者の住居である自治体で実際に行われているものである。)

(陳情事項)

1 地方公務員法及び消防組織法によると、消防団員は、非常勤の特別職公務員であるはずだが、ボランティアや犠牲的集団などの言葉でもって、その立場をあいまいなものに濁されている。入団時にも報酬や退職金、障害保障金などについての説明は一切なく、活動時の個人あての手当ても全くない。

周知のとおり、ボランティアという英語は、自発的に行うという意味だが、入団は半強制的で退団を希望しても許可されない。

曲がりなりにも準公務員である消防団員に対して、活動時の手当てや退職金などは明白にされるべきであり、個々の団員に「手当」として支払われるべきである。

2 団員の中から強制的に選出される操法大会出場者は、大会の10カ月も前から週1回から数回にわたる練習を強いられる。仕事を抱えながら、この練習に参加するのは体力的かつ物理的に非常に厳しいものがある。また、自営業を営む者にとっては、就業時間を削られ、収入減少に直結する切実な問題であるにもかかわらず、何ら補償はされない。

操法練習は、ポンプ車や小型ポンプなどの操作を覚える上で重要だが、大会に向けた練習内容を身近で見ていると、形をきれいにする、そろえるなど、災害現場では実践的ではないことに多くの時間が費やされている。

操法大会に情熱を傾けている方たちがいるのは十分理解できる。それであれば、大会には希望者だけが出場すべきであり、一般の団員に実践的ではない長時間の練習を強いるべきではない。少なくとも、団員の収入減少につながるような事態をなくすべきである。

また、一般の団員は、大会向けの練習に膨大な時間

を費やすのではなく、プロの消防職員の研修を受けるなど、実践的な技術を身につけるべきである。

3 操法練習は週2回あるが、毎回練習後に、夜中まで参加団員で飲食を行っている。これは、制服着用のみで消防機庫内にて行われている。食材費及びビールなどの酒類は団員が負担するのではないので、恐らく公費、つまり税金が使われているものと思われる。この飲食費は、練習参加団員への「報酬」に当たるとは思えないが、頻繁な会合や飲酒を好まない団員にとっては、報酬どころか苦痛でしかない。その一方で、同じ自治体内でも練習後の飲食を行わない分団があるが、この分団への「報酬」がどうなっているか説明がされていない。

団員の飲食については、同じ釜の飯を食うことによって結束を高め、緊急時に対応できる団結力を養成するという理由を聞くことがある。しかし、それほど頻繁に飲食をともしなければ共同作業ができないのであれば、役所の職員は緊急災害時に協調して作業ができないのかということになる。

自治体ごとの消防団の予算と決算を明白にし、住民に公表すべきである。消防団に関しては、公費を飲食費に回すことがいまだに行われているが、現在の時勢に照らし合わせてみると、公共の防災費として使われるべき公費(税金)を個人の飲食費として消費するのは、異常な事態であると言わざるを得ない。特にこの点を冷静に考えていただきたい。

この陳情書は、消防団を否定するものではない。先に書いたように、地方の自治体にとって、消防団は必要なものであるからこそ、その活動内容や予算の使い方などを明確にし、住民の納得いくものにしてほしいと思う。

また、操法大会に向けての練習などで、仕事や家族、自分の時間を犠牲にすることを強いるようでは、現代の若い人たちはますます入団しなくなる。

阪神大震災以来、災害が起こるたびに多くのボランティアが駆けつけ、無償で活動しているニュースを目にするようになったが、これはその活動に価値を見出しているからである。消防団に団員が集まらないのは、現在の消防団を見ていて、価値を見出せないからではないだろうか。

ぜひ、消防団のあり方について、議会で検討していただくよう、陳情する。

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神のもと、消防組織法が定める市町村消防の原則に基づき、市町村がその条例により設置している機関である。

したがって、そのあり方については、原則として市町村において検討されることが適切であると考えている。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第47号 (19.12.5)	岡山市住吉町2-35 岡山県教育会館内 岡山県私学助成をすすめる会 会長 小橋 操	父母負担の公私格差是正や私学の地域教育への貢献のために私学助成について格別の配慮を求めることについて					

〔陳情の内容〕

(陳情趣旨)

県下の私立高校は、地域の教育の発展に重要な役割を果たしてきた。

しかし、初年度納付金は公立高校の4倍を超えており(3年間平均では約3倍)、父母負担と教育条件の公私格差の縮小がなされる必要がある。また、経済的事由のため就学を継続することが困難になっている生徒に対する措置の充実も必要である。

特に、来年度からの私学助成制度改変により、地域教育への責任を果たすことが困難となる私学が出てくるおそれもある。

私ども、岡山県私学助成をすすめる会は、先日12月3日に、私学助成の充実を求める約20万名の請願署

名を提出した。

については、私学助成の充実と私学の地域教育への貢献のために、次の事項を実現していただくよう要請する。

(陳情事項)

- 1 学校法人等運営費補助金(私学助成)について、格別の配慮をしていただきたい。
- 2 私学助成制度の激変を避け、すべての私学が地域の教育の発展に貢献できるようにしていただきたい。
- 3 家計急変生徒への就学保障制度を充実していただきたい。

執行部意見

(総務部総務学事課)

- 1 私学助成については、国に対して、地域の実情に対応した私学振興の積極的な展開のための支援等について提案をしているところであり、厳しい財政状況ではあるが、私学教育の重要性に鑑み、今後とも努力してまいりたい。
- 2 私学助成制度については、本年8月の私学助成制度検討委員会の提言を踏まえ、平成20年度から、公立学校をモデルとして補助金額を算出する標準的運営費方式を導入したいと考えている。また併せて、制度変更に伴う経過措置や、私立学校の地域における存在意義や役割に配慮した助成措置を検討しているところである。
- 3 経済的理由により就学に支障をきたす生徒に対しては、従来から授業料減免制度や各種奨学金制度の活用などにより支援しているところである。
また、保護者の解雇、破産又は倒産に伴う家計急変による経済的理由から、授業料の納付が困難となった生徒に対する修学奨励のため、平成12年度から授業料全額免除制度を設けているところであり、今後とも所要額の確保に努めてまいりたい。

メディカルコントロール体制の充実を求める意見書（案）

外傷や脳卒中、急性心筋こうそく等の救急治療を要する傷病者に対する救急出動件数は、平成18年に、523万件余に上っている。この救急・救助の主体的役割を担う人材が、救急医及び救急救命士等であり、一刻を争う救急現場において、迅速かつ確な救命処置を行うことが求められている。そのためには、救急救命士を含む救急隊員が行う応急措置等の質を医学的観点から保障する、いわゆる、メディカルコントロール（MC）体制の充実が必要であり、中でも、医師による直接の指示・助言（オンラインMC）体制の整備が急務である。

しかし、都道府県の下、各地域に設置されているメディカルコントロール協議会では、救急救命士等が実施する応急手当・救急救命処置や搬送手段の選定等について、①医師の指示・助言、②事後検証、③教育体制の整備等の手順及び活動基準のマニュアル化が十分なされていないことから、早急に住民の目線からのMC体制づくりを推進すべきである。

今年5月には、都道府県MC協議会を総括する「全国メディカルコントロール協議会連絡会」が発足した。国として各地域の現場の声を集約する環境が整ったことから、地域のMCにおける課題や先進事例等について、しっかりと意見交換をした上で、速やかに情報をフィードバックしていくシステムを構築すべきである。このような対応を進めることにより、救急治療を要する傷病者に対して、救急隊による適切な応急措置と迅速、的確な救急搬送が行われるよう、MC体制の充実を図るべきである。

よって、国においては、次のことについて、早急に実施されるよう、強く要望する。

記

- 1 オンラインメディカルコントロール体制の構築を推進すること。
- 2 救急救命士の病院実習や再教育の充実・強化を図ること。
- 3 救急活動の効果実証や症例検討会の実施を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

岡山県議会

（提出先）

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

総務委員会資料

- 県庁舎耐震改修事業（本庁舎（本館））に係る
総合評価について P 1

- 岡山県防災対策基本条例（仮称）素案に対する
意見募集について P 4

平成19年12月18日

総務部

県庁舎耐震改修事業(本庁舎(本館))に係る総合評価について

県庁舎耐震改修事業(本庁舎(本館))について、大規模事業調整会議で本事業の方針が決定され、総合評価書として取りまとめたので、その概要を次のとおり報告する。

記

1 事業実施の必要性について

- ・ 東南海・南海地震等の大規模地震に対応するため、県庁舎の耐震化を早急に実施する必要がある。

2 事業効果について

- ・ 大地震時(震度6以上)においても本庁舎(本館)の機能・安全性が確保される。

3 施設整備の内容について

- ・ 防災機能が一層強化されるよう、庁舎全体の改修事業とする。
- ・ 地震の揺れが低減され、執務空間の減少が少ない免震工法とする。
- ・ 仮設庁舎については、工事完了後も恒久的に利用できる庁舎として整備する。

4 財政負担額について

- ・ 総事業費は概ね妥当と認めるが、事業費や管理運営費の節減に努める。

5 事業手法等について

- ・ 現庁舎の耐震化を県直営で進める。

6 パブリックコメントに寄せられたご意見と考え方

- ・ 今後、何年使用するのか。
→ 鉄筋コンクリート造の建物は、適切な維持管理を行えば100年程度使用が可能と考えられており、今後も適切な維持管理を実施しながら使用する。
- ・ 移転できないのか。
→ 早急に実施する必要性や財政状況等を勘案し、現庁舎の耐震化を進める。
- ・ 仮設庁舎を恒久的に使用できないのか。
→ 恒久的な使用を考えている。
- ・ 地下電気室が水没し停電したときの対策はどうするのか。
→ 防災設備関係の電源は、屋上等の非常用電源設備から供給する。

〈総合評価〉

- 平成20年度に実施設計を行い、平成21年度に工事に着手し、平成23年度中の事業完了を目指す。
- 本県の財政状況に十分配慮し、事業費及び管理運営費の節減を図るよう努める。
- 仮設庁舎については、長期的な視点から、工事完了後も恒久的に利用できる庁舎として整備する。

総 合 評 価 書

事業名：県庁舎耐震改修事業（本庁舎（本館））

担当部局：総務部管財課

1 事業実施の必要性について

- ・ 東南海・南海地震等の大規模地震に対応するため、県庁舎の耐震化を早急に実施する必要があり、庁舎の機能・安全性を確保するためには、構造体の耐震安全性確保・内装材の不燃化・消防設備の適合化・家具等の転倒防止を実施する必要がある。
- ・ 庁舎の耐震化に併せて、省コスト、省エネ化、UD化、エコ化などの課題に配慮していく必要がある。

2 事業効果について

- ・ 大地震時（震度6以上）においても本庁舎（本館）の機能・安全性が確保され、防災拠点施設として災害対策活動を実施することができる。
- ・ 大地震時に、建物の損傷や人的被害が防止され、災害対策活動のみならず、一般行政サービスの提供も確保される。
- ・ 庁舎の省コスト、省エネ化、UD化、エコ化が一層推進される。

3 施設整備の内容について

- ・ 地震等の災害時には、防災拠点施設として県の組織が一体となって被災後応急活動や復旧活動を行うこととなるため、防災機能が一層強化されるよう、庁舎全体の改修事業とする。
- ・ 地震等の災害時に防災拠点施設として機能する必要性や執務空間の確保などを考慮し、地震の揺れが低減され柱・梁等の補強が少ない免震工法で実施する。
- ・ 工事中の円滑な行政事務の確保、来庁者の利便性確保等を考慮し、敷地内に仮設庁舎を建設する。
- ・ 仮設庁舎については、長期的な視点から、将来の人員配置、組織配置等も想定しながら、工事完了後も恒久的に利用できる庁舎として整備する。

4 財政負担額について

総事業費は概ね妥当と認めるが、事業評価委員会の意見を踏まえ、設計・施工の段階における事業費や今後の管理運営費の節減に努める。

5 事業手法等について

- ・ 別の場所に新築する方法も考えられるが、そのためには、場所の選定に期間を要し、事業費が極めて高額になる。従って、早急に耐震化を行う必要があることや、本県の財政状況などを総合的に勘案し、現庁舎の耐震化を進めていくこととする。
- ・ 庁舎で業務を行いながら改修する必要があるが、PFIの手法になじまないため、県直営により耐震改修事業を実施する。

6 その他

県民から寄せられたご意見については、別紙のとおりであった。

< 総 合 評 価 >

事業評価委員会の意見や議会での議論、県民からの意見を踏まえ、総合的に検討した結果、次の方針により事業を進めることとする。

- ・ 平成20年度に実施設計を行い、平成21年度に工事に着手し、平成23年度中の事業完了を目指す。
- ・ 本県の財政状況に十分配慮し、事業費及び管理運営費の節減を図るよう努める。
- ・ 仮設庁舎については、長期的な視点から、工事完了後も恒久的に利用できる庁舎として整備する。

(別紙)

県庁舎耐震改修事業（本庁舎（本館））

パブリック・コメントに寄せられたご意見と考え方

お寄せいただいたご意見： 2件

(電子メール2件)

ご意見等の要旨	ご意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none">・本館は建築後50年経過しているが、現在の建物を今後何年使用する想定なのか。・建築物の耐用年数の残りが少なく、無駄ではないか。	<ul style="list-style-type: none">・鉄筋コンクリート造の建物は、適切な維持管理を行えば、100年程度使用が可能と考えられています。今後も適切な維持管理を実施しながら、使用していきたいと考えています。
<ul style="list-style-type: none">・移転できないのか。・空港の近くや吉備高原都市などに新庁舎を建ててはどうか。	<ul style="list-style-type: none">・別の場所に新築するには、場所の選定に期間を要し、事業費が極めて高額になります。従って、早急に耐震化を行う必要があることや本県の財政状況等を総合的に勘案し、現庁舎の耐震化を進めていきたいと考えています。
<ul style="list-style-type: none">・免震工法と耐震補強とのコスト比較を公表しないのか。	<ul style="list-style-type: none">・免震工法と在来工法について、コストを含めメリット・デメリットを比較検討し、総合的に判断して、免震工法に決定しました。
<ul style="list-style-type: none">・仮設庁舎を本設庁舎として恒久的に使用することはできないか。	<ul style="list-style-type: none">・事業評価委員会でも、長期的な視点から恒久的な利用を検討すべきとのご意見をいただいております。その方向で考えています。
<ul style="list-style-type: none">・今回の計画では、県庁舎が水没することが想定されていないが、津波等は大丈夫なのか。地下の電気室に浸水し水没すれば停電する。その対策はどうするのか。・エネルギー関係の設備が地下1、2階に設置されているが、水害や台風に対する考慮はしているのか。庁舎の海拔は何mなのか。	<ul style="list-style-type: none">・東南海・南海地震を想定した津波浸水予測調査では、県庁舎の位置については、浸水が予測されていません。・浸水対策として、地下室が水没しないように、地下室部分の壁は二重構造とし、周囲からの浸水をポンプで排水しています。・防災施設等の電源は、屋上等に設置した非常用電源設備で確保し、浸水時でも供給可能としています。・庁舎の海拔は約5mです。

岡山県防災対策基本条例（仮称）素案に対する意見募集について

岡山県では、災害に強い「安全・安心の岡山」を創造するため、県、市町村、県民、自主防災組織、事業者、防災ボランティアの役割の明確化と協働による防災対策の推進を基本理念とした岡山県防災対策基本条例（仮称）の制定の準備を進めている。

5月に設置した県内外の有識者、公募委員等からなる岡山県防災対策条例（仮称）制定検討委員会をはじめ、岡山市、倉敷市、津山市等で開催した条例制定に係る意見交換会や県民からの意見募集などを通じ、この条例に盛り込む内容について意見を得て、このたび条例素案を取りまとめた。

この素案に対して、県民から意見・提案を募集する。

1 条例素案の公表方法

岡山県総務部危機管理課のホームページに掲載するほか、県庁総務部危機管理課（県庁4階）、県政情報室（県庁4階）、各県民局総務課・協働推進室、各支局総務室に備え付け

○危機管理課ホームページURL：

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=12

2 意見等の提案方法

氏名、住所（市町村名のみで可）、電話番号、性別、年齢を明記の上、電子メール、インターネット（県危機管理課のホームページからの送信）、郵便、ファクシミリのいずれかの方法により提出

※詳細は、別紙参照

3 募集期間

平成19年12月18日（火）から平成20年1月16日（水）（必着）まで

ご意見等の募集

岡山県防災対策基本条例（仮称）素案について

岡山県では、災害に強い「安全・安心の岡山」を創造するため、県、市町村、県民、自主防災組織、事業者、防災ボランティアの役割の明確化と協働による防災対策の推進を基本理念とした岡山県防災対策基本条例（仮称）の制定の準備を進めています。

5月に設置した県内外の有識者、公募委員等からなる岡山県防災対策条例（仮称）制定検討委員会をはじめ、岡山市、倉敷市、津山市等で開催した条例制定に係る意見交換会や県民からの意見募集などを通じ、この条例に盛り込む内容について意見を得て、このたび条例素案を取りまとめました。

つきましては、この条例素案に対して、県民の皆様からのご意見等を募集します。多くのご意見、ご提言をお待ちしています。

記

1 条例素案の公表方法

岡山県総務部危機管理課のホームページに掲載するほか、県庁総務部危機管理課（県庁4階）、県政情報室（県庁4階）、各県民局総務課・協働推進室、各支局総務室に備え付けています。

○危機管理課ホームページURL：

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=12

2 意見等の提案方法

お名前、ご住所（市町村名のみで可）、電話番号、性別、年齢を明記の上、下記のいずれかの方法によりご意見等をお寄せください。

【提出方法】

(1) 電子メール（宛先：kikikanri@pref.okayama.lg.jp）

(2) インターネット 県危機管理課のホームページ（上記）からの送信

(3) 郵便 〒700-8570 岡山市内山下2-4-6

岡山県総務部危機管理課防災対策班 あて

(4) ファクシミリ（FAX:086-225-4659 岡山県総務部危機管理課あて）

3 募集期間

平成19年12月18日（火）から平成20年1月16日（水）（必着）まで

4 提出いただいた意見等の公表

提出いただいたご意見とそれに対する県の考え方、修正した場合の案などを今回の素案の公表と同様の方法により公表します。（お名前、ご住所（市町村名を除く）、電話番号を公表することはありません。）

なお、ご意見をいただいた方あてに個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

賛否の結論だけのご意見や趣旨が不明確なご意見には、県の考え方をお示しできない場合があります。

5 問い合わせ先

岡山県総務部危機管理課防災対策班（電話：086-226-7293）

岡山県防災対策基本条例(仮称)素案について

前文

近年、本県に甚大な被害をもたらすと予想されている東南海・南海地震の発生の切迫性が高まりつつある。また、全国的に集中豪雨が増加していることに加え、平成十六年には、観測史上最多となる十個の台風が日本に上陸する等災害が頻発している。さらに、今後地球温暖化の進行に伴って大雨の頻度や台風の強度が増加すると予測されている。

県は、これまでも市町村と連携し、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、災害に強い県土づくりに努めてきた。また、阪神・淡路大震災、平成十六年新潟県中越地震等の経験から、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助の重要性が社会的に認識されつつある。

こうした状況にかんがみ、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するためには、社会のさまざまな主体が連携して、防災のための行動や事業の展開に努めることが重要である。そして、これらが持続する社会をつくっていかねばならない。

このような社会をつくるためには、県及び市町村が個人や家庭、地域、事業者等と連携し、日常的に防災のための行動と事業を息長く行うための県民運動を展開していく必要がある。

とりわけ、少子・高齢化の進展により社会構造が変化し、地域コミュニティの衰退が懸念されている今こそ、協働による県民運動の展開が重要である。

だれもが安全に、かつ、安心して暮らすことのできるまちを築くことは、私たちの願いであり、将来を担う子どもたちへの義務でもある。

ここに、私たちは、共に力を合わせ、災害に強い安全・安心の岡山を創造するため、この条例を制定する。

大項目：基本理念等

小項目：目的

この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策における県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアの責務又は役割を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

☆この素案で「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。

☆この素案で「防災」とは、災害を未然に防止し、災害発生時における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいいます。

☆この素案で「防災対策」とは、災害を未然に防止する等のための災害予防対策、災害発生時における被害の拡大を防ぐための災害応急対策並びに災害からの復旧及び復興を図るための復旧・復興対策をいいます。

☆この素案で「自主防災組織」とは、自らが居住する地域を守るため、住民が自発的に結成する防災組織をいいます。

☆この素案で「防災ボランティア」とは、防災に関する社会貢献活動を行う個人又は団体をいいます。

小項目：基本理念

- 1 防災対策は、県及び市町村が県民の生命、身体及び財産を災害から保護する公助、県民が自らの安全は自らで守る自助並びに県民が自主防災組織、事業者等とともに地域において互いに助け合う共助を基本として実施されなければならない。
- 2 防災対策は、県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアがその責務又は役割を果たすとともに、協働することにより着実に実施されなければならない。

小項目：県の責務

- 1 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町村その他の関係機関と連携し、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアが実施する防災対策への支援に努める。
- 2 県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させる。
- 3 県は、地域防災計画について、基本理念にのっとり検討を加えるとともに、当該計画に定められた施策の実効性の確保を図る。
- 4 県は、防災対策に関する施策を円滑に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

小項目：市町村の役割

市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、県、その他の関係機関及び自主防災組織と連携し、防災対策に関する施策の推進に努める。

小項目：県民の役割

- 1 県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に対する危機意識をもって自ら防災対策を実施するよう努める。
- 2 県民は、基本理念にのっとり、地域において自主防災組織等が実施する防災対策に積極的に参加するよう努めるとともに、国、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努める。

小項目：自主防災組織の役割

- 1 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する普及啓発、地域における安全点検その他の災害予防対策並びに避難誘導、初期消火、救出救護その他の災害応急対策を実施するよう努める。
- 2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、国、県、市町村等が実施する防災対策に協力するよう努める。

小項目：事業者の役割

- 1 事業者は、基本理念にのっとり、災害発生時等において、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保し、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、負傷者等の救出救護、復旧及び復興時の雇用の場の確保等防災対策を実施するよう努める。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、国、県、市町村等が実施する防災対策に協力するよう努める。

☆この素案で「災害発生時等」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいいます。

小項目：防災ボランティアの役割

防災ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、県、市町村及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努める。

大項目：災害予防対策

中項目：県の責務及び市町村の役割等

小項目：危機管理体制の充実

県及び市町村は、災害発生時等において迅速かつ的確に対処することができるよう危機管理のための体制の充実に努める。

小項目：消防団及び水防団の充実等

- 1 市町村は、地域の防災対策において重要な役割を担っている消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化に努める。
- 2 県は、1に規定する施策の実施を支援する。

小項目：防災訓練等の実施

- 1 県及び市町村は、災害に適切に対応する能力を向上させるため、県民、自主防災組織、事業者、防災ボランティア及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を行うよう努める。
- 2 県及び市町村は、災害発生時等において職員が迅速かつ的確に対処することができるよう、防災に関する訓練及び研修の実施により、職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに災害発生時等にとるべき行動の修得並びに防災意識の高揚に努める。

小項目：災害及び防災に関する普及啓発

- 1 市町村は、住民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を実施することができるよう、国、県その他の関係機関と連携し、災害及び防災に関する普及啓発に努める。
- 2 県は、国、市町村その他の関係機関と連携し災害及び防災に関する普及啓発を図るとともに、1の普及啓発の実施を支援する。
- 3 1, 2の普及啓発は、災害発生現象の種類又は地域により災害の態様が異なることに留意して行われなければならない。

☆この素案で「災害発生現象」とは、災害の発生原因となる自然現象をいいます。

小項目：災害関連情報の提供等

- 1 県及び市町村は、県民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を実施することができるよう、災害発生現象に関する情報、地形等災害関連情報及び避難に関する情報を収集するとともに、当該情報を適切に県民、自主防災組織及び事業者提供するように努める。
- 2 市町村は、防災地図を作成し、住民にその内容及び活用方法を周知するように努める。
- 3 県は、1, 2に規定する市町村の施策の実施を支援する。

☆この素案で「地形等災害関連情報」とは、地形、地質、過去の災害、予測される被害その他の災害に関連する事項についての情報をいいます。

☆この素案で「防災地図」とは、市町村の区域内の防災対策に関する情報を掲載した地図をいいます。

小項目：防災に関する教育の実施

- 1 学校又は保育所を設置し、又は管理する者は、防災に関する教育の重要性を認識し、幼児、児童、生徒及び学生が、防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の実施に努める。
- 2 教職員、保育士等は、災害発生時等において適切な対応ができるよう防災に関する訓練及び研修への参加に努める。

小項目：物資の計画的な備蓄等

県及び市町村は、災害応急対策に必要な物資及び資機材を計画的に備蓄し、整備し、又は点検するように努める。

小項目：公共施設の整備等

- 1 市町村は、避難場所の指定に当たっては、災害に対する安全性を考慮するとともに、避難場所に指定したその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努める。
- 2 県は、避難場所に指定されたその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努める。
- 3 県及び市町村は、ユニバーサルデザインの趣旨に沿って、1、2の公共施設の整備に努める。
- 4 県及び市町村は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的な点検及び計画的な整備に努める。
- 5 県及び市町村は、防災対策上特に重要な建築物について、耐震性の確保等に努め、又はその所有者に対しこれを促すよう努める。

☆この素案で「ユニバーサルデザイン」とは、年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、すべての人にとって安全かつ安心して利用しやすいよう、建物等を設計することをいいます。

小項目：情報収集伝達体制の整備

- 1 市町村は、あらかじめ、災害発生時等における被害、避難、住民の安否その他の必要な事項に関する情報の収集及び伝達のための体制の整備に努める。
- 2 県及び市町村は、孤立地区における通信の途絶に備え、災害発生時の通信手段の確保に努める。
- 3 県は、災害発生時等における気象、被害等に関する情報を収集し、国、市町村その他の関係機関に提供するための体制をあらかじめ整備する。
- 4 県及び市町村は、避難勧告等に関する情報の提供について、あらかじめ報道機関との連携を図るよう努める。

☆この素案で「孤立地区」とは、災害の発生により交通が途絶した地区をいいます。

☆この素案で「避難勧告等」とは、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は災害時要援護者に対する避難の準備に関する情報をいいます。

小項目：避難計画の策定等

- 1 市町村は、あらかじめ、自主防災組織等と連携し、避難勧告等の発令の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を、災害の態様及び地域の特性に応じて策定するよう努める。
- 2 市町村は、あらかじめ、災害発生時等における避難場所の運営について、衛生、プライバシー等に配慮し、かつ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携した運営のための基準を作成するよう努める。
- 3 県及び市町村は、孤立地区の発生に備え、災害発生時における住民等を輸送する手段の確保に努める。
- 4 市町村は、あらかじめ、関係機関と連携し、疾病等のために避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設及び災害発生時において当該施設で必要となる人員の確保に努める。

- 5 県は、広域的な避難が円滑に行われるようにするため、避難場所への誘導方法を確立することができるよう市町村を支援する。

☆この素案で「プライバシー」とは、他人からみだりに見られず、若しくは干渉されず、又はそのおそれがないことをいいます。

小項目：災害時要援護者の支援体制の整備

- 1 市町村は、あらかじめ、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、自主防災組織等と連携し、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努める。
- 2 市町村は、あらかじめ、福祉避難所の指定に努める。
- 3 県は、1, 2に規定する施策の実施を支援する。

☆この素案で「災害時要援護者」とは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等であって災害から自らを守るための安全な場所への避難等に支援を要する者をいいます。

☆この素案で「福祉避難所」とは、災害時要援護者であって避難場所での生活において特別な配慮を必要とするものが避難することができる施設をいいます。

小項目：医療救護体制の整備等

- 1 市町村は、あらかじめ、災害発生時における医療及び救護に関する計画の策定に努めるとともに、災害による傷病者の治療の拠点となる医療機関の指定等災害発生時における医療及び救護のための体制の整備に努める。
- 2 県は、1に規定する施策の実施の支援並びに災害発生時における広域的な医療及び救護のための体制の整備に努める。

小項目：公衆衛生の確保のための体制の整備

県及び保健所を設置する市は、あらかじめ、関係機関と連携し、災害発生時における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止、住民の心身の健康管理その他の公衆衛生の確保のための体制の整備に努める。

小項目：緊急輸送体制の整備

県及び市町村は、国その他の関係機関と連携し、災害発生時における物資等の緊急輸送のための体制の整備に努める。

小項目：事業者等との協定

県及び市町村は、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資の供給及び輸送、帰宅困難者への支援その他の災害応急対策が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ、事業者等又は他の地方公共団体との協定の締結に努める。

☆この素案で「帰宅困難者」とは、災害の発生に伴い帰宅が困難となった者をいいます。

小項目：自主防災組織の結成の促進等

- 1 市町村は、自主防災組織の結成の促進に努めるとともに、自主防災組織が実施する防災対策に対し、必要な支援を行うよう努める。
- 2 県は、1に規定する施策の実施を支援する。

小項目：人材の育成等

県及び市町村は、自主防災組織の防災対策及び防災ボランティアの活動が効果的に実施されるよう、自主防災組織が実施する防災対策において指導的役割を担う者の育成並びに防災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう連絡調整を行う者等の専門的な知識及び技術を有する防災ボランティアの育成及び確保に努める。

小項目：防災ボランティア活動の環境整備等

- 1 県及び市町村は、災害発生時における防災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう、関係機関と連携し、受入体制の整備、物資及び資機材の提供等防災ボランティアの活動の環境の整備に努める。
- 2 県及び市町村は、防災ボランティアの活動への県民及び事業者の積極的な参加を促すため、意識の啓発に努める。

中項目：県民の役割

小項目：防災知識の習得等

- 1 県民は、防災に関する訓練及び研修に積極的に参加すること等により、災害発生現象の特徴及び予測される被害に関する知識の習得に努めるとともに、災害発生現象の態様に応じた備え及び災害発生時等にとるべき行動の修得に努める。
- 2 県民は、自らが生活する地域について、地形等災害関連情報を収集し、理解するよう努める。
- 3 県民は、災害発生現象の態様及び地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認しておくよう努める。

小項目：建築物の安全性の確保等

- 1 建築物の所有者は、当該建築物について、耐震診断を行うよう努めるとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を講ずるよう努める。
- 2 県民は、その所有し、又は管理する家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置を講ずるよう努める。
- 3 工作物等の設置者は、当該工作物等の耐震性等を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、災害発生時の安全性を確保するため、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去その他の適切な措置を講ずるよう努める。

☆この素案で「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいいます。

☆この素案で「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいいます。

☆この素案で「工作物等」とは、ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機をいいます。

小項目：生活物資の備蓄等

- 1 県民は、あらかじめ、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資を備蓄し、及び点検し、並びにラジオ等の災害発生時等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努める。
- 2 県民は、災害を未然に防止し、及び災害発生時の被害の拡大を防止するため、消火器その他の必要な資機材を整備するよう努める。

小項目：災害時要援護者からの情報の提供

災害時要援護者は、自主防災組織等及び市町村に対し、避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報をあらかじめ提供するよう努める。

中項目：自主防災組織の役割

小項目：防災意識の啓発等

自主防災組織は、防災意識の啓発及び高揚を図るため、地域住民に対して防災に関する訓練及び研修を行うよう努めるとともに、その構成員を、県、市町村等が行う防災に関する研修等に積極的に参加させるよう努める。

小項目：地形等災害関連情報の確認等

- 1 自主防災組織は、県、市町村等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地形等災害関連情報を確認するよう努めるとともに、災害発生現象の態様及び当該地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路、避難方法等をあらかじめ把握しておくよう努める。
- 2 自主防災組織は、1の規定により確認し、及び把握した情報その他の防災対策に関する情報を掲載した地図を作成し、地域住民にその内容及び活用方法を周知するよう努める。

小項目：災害時要援護者の支援等

- 1 自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町村等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、家具の転倒防止等災害時要援護者の災害予防対策の支援に努める。
- 2 自主防災組織は、災害時要援護者に関する情報の管理に当たっては、情報の漏えい及び目的外利用の防止に万全を期する。

小項目：物資の備蓄等

自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材を備蓄し、整備し、又は点検するよう努める。

小項目：避難勧告等への対応の準備

自主防災組織は、避難勧告等が発令された場合に地域住民の避難が円滑に行われるよう、あらかじめその構成員の役割を分担しておく等災害予防対策の実施に努める。

中項目：事業者の役割

事業者は、災害発生時等において来所者、従業者等の安全を確保し、及び事業を継続するための計画を策定し、当該計画を実施するための体制を整備するよう努めるとともに、防災に関する訓練及び研修を積極的に行うよう努める。

大項目：災害応急対策

中項目：県の責務及び市町村の役割

小項目：情報の収集及び提供

県及び市町村は、災害発生時等において、情報収集伝達体制に基づき、速やかに災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するよう努める。

小項目：災害応急対策のための体制の確立

県及び市町村は、災害発生時等において、迅速かつ適切な避難、救助、医療等の災害応急対策が実施されるよう必要な体制の速やかな確立に努める。

小項目：市町村への応援

県は、災害発生時等において、市町村から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかに対応する。

中項目：県民の役割

小項目：避難及び避難場所

- 1 県民は、災害発生時等において、当該災害に関する情報に留意し、防災地図の活用により、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、避難勧告等の発令があったときは速やかにこれに応じて行動するものとし、避難に当たっては、互いに助け合い、円滑な避難に努める。
- 2 避難場所を利用する者は、互いに協力して共同生活を営むよう努めるとともに、避難勧告等が解除されるまでの間、避難を継続する。

小項目：車両使用の自粛等

県民は、災害発生時において、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努める。

中項目：自主防災組織の役割

自主防災組織は、災害発生時等において、市町村その他の関係機関と連携し、地域住民の安否等に関する情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食、危険箇所の巡視その他の地域における災害応急対策を実施するよう努める。

中項目：事業者の役割

小項目：来所者等の安全の確保

事業者は、災害発生時等において、来所者、従業者等の安全を確保するよう努めるとともに、その専門性及び組織力を活用し、自主防災組織等と連携し、負傷者等の救出救護、初期消火、地域住民等の避難誘導、災害等に関する情報の収集及び提供等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。

小項目：帰宅困難者への支援

事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、一時的な避難場所の提供その他の必要な支援に努める。

中項目：防災ボランティアの役割

防災ボランティアは、災害発生時において、県、市町村及び自主防災組織と連携し、地域において必要とされている災害応急対策の内容を的確に把握した上で、被災した家屋の清掃、避難場所における給食の支援等きめ細かな活動を行うことにより、災害応急対策が効果的に実施されるよう努める。

大項目：復旧・復興対策

中項目：県の責務及び市町村の役割

- 1 県及び市町村は、大規模な災害が発生したときは、県民の参画を図りながら、公共的施設の復旧、被災者の生活の再建、地域経済の復興等について定めた計画を策定するよう努める。
- 2 県及び市町村は、被災者の意向を踏まえるとともに、国その他の関係機関と連携し、1の計画の定めるところにより、復旧・復興対策の円滑な実施に努める。

中項目：県民の役割

- 1 県民は、自らも地域の復旧及び復興の主体であることを認識した上で、互いに協力し、県、市町村、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアと協働することにより、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努める。
- 2 県民は、循環型社会を形成する観点から、復旧及び復興時において、家具等を再使用することにより、廃棄物の発生を抑制するよう努める。

中項目：自主防災組織の役割

自主防災組織は、復旧及び復興時において、地域社会の再生に貢献し、かつ、国、県及び市町村が実施する復旧・復興対策に協力するよう努める。

中項目：事業者の役割

小項目：雇用の場の確保等

事業者は、復旧及び復興時において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町村等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努める。

小項目：生活に不可欠な施設の復旧

水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の管理者は、復旧対策を実施するときは、情報の共有を図る等互いに協力しながら当該施設の速やかな復旧に努める。

中項目：防災ボランティアの役割

防災ボランティアは、復旧及び復興時において、被災者の生活の再建が円滑に行われるよう、県及び市町村と連携し、被災者の意向に配慮した支援に努める。

(注) この条例素案は、条例に盛り込むべき内容を取りまとめたものであり、条例そのものではありません。

岡山県防災対策基本条例（仮称）素案

ご意見・ご提案用紙

ご意見等は枠内に収まるよう、簡潔に記入してください。

〔関係項目名〕 素案の該当箇所を明記してください。

〔ご意見・ご提案 記入欄〕

〔関係項目名〕 素案の該当箇所を明記してください。
〔ご意見・ご提案 記入欄〕

ご住所 ※住所は市町村名のみで結構です。	電話番号	
お名前	性別	年齢 歳

※お名前、電話番号は公表いたしません。
 岡山県にお寄せいただいた個人情報は、岡山県防災対策基本条例（仮称）素案に対する意見募集の目的以外には使用いたしません。

チボリ・ジャパン社取締役会の概要について

12月17日(月)、チボリ・ジャパン社の取締役会が岡山市内で開催され、チボリ・インターナショナル社との再交渉や今後の経営方針について協議が行われた。その概要は、次のとおりである。

1 チボリ・インターナショナル社との再交渉について

坂口社長から、再交渉に対するチボリ・インターナショナル社の意向を、ファックスでやり取りした上で、役員等を派遣して確認したが、「チボリ・インターナショナル社は、交渉の門戸は開いているが、再交渉に入るためには、同社が提案した投資計画等にチボリ・ジャパン社が確実に取り組むことが最低条件である。」こと等が報告され、協議の結果、①依然としてハードルが高いこと、②投資に必要な資金調達が目途が立たないこと、③名称が使用できたとしても、県・市の支援が得られないこと(県民・市民公園化は、市の相応の協力が前提)から、再交渉には入らないこととなった。

別添資料1	12月10日付けT I社へのFAX
別添資料2	12月10日付けT I社からのFAX
別添資料3	12月11日付けT I社へのFAX
別添資料4	12月16日デンマークでの会談概要

2 今後の経営方針について

チボリ・インターナショナル社との再交渉に入らないこと及び会社の経営見通し等を踏まえて、今後の経営方針について議論されたが、結論には至らなかった。今後、会社において、移行期間後は地代の公的負担がないことを前提に、公園運営についての複数の案を作成し、来年1月中旬に開催される予定の取締役会で検討することとなった。

チボリ・インターナショナル
リーブスト社長殿

最後にお目にかかってから久しくなりますが、貴殿におかれましてはご健勝のこととお祈り申し上げます。

さて、2007年11月29日に開催されました当社取締役会におきまして、一部の取締役より、貴殿におかれましては、当社との提携とチボリの名称に関して再交渉する余地があるとお考えをお示しになっておられると承りました。これを受けまして、当社取締役会といたしましては、当社との再交渉についての貴殿のご意志をご確認させていただきたく思っております。

ご承知のとおり、1年近くに及んだ提携契約交渉におきましては、当社の財務状況が極めて厳しい状況にあるため、貴殿が要求される投資額については、当社として応じかねることが主たる理由で、新しい契約締結には至りませんでした。交渉が再開されるとした場合、当社の条件は基本的には変わっておりませんが、①投資は、当社のキャッシュフローが許す範囲で行う、②投資を含め、主要事項の検討はワークショップの開催を通して行うが、当社の最終的な経営方針は、当社の取締役会で決定する、③両者の協力関係は、従前の提携契約と基本的には同様の内容とする、④貴殿が指定管理者制度の導入を認めることなどを前提に、再度、名称使用について交渉する余地があるのかどうか、貴殿のお考えをお知らせいただければ幸いです。

もし、本件についての貴殿のお考えが前向きなものであれば、トップ会談を行う前に、事務方の会談をデンマークにおいて行い、諸条件についての詰めをさせていただければと考えております。現在、当公園の今後を巡る議論が岡山県や岡山県議会で行われていることもあり、当社として12月17日（月）午後に当社取締役会を予定しております。出来れば、その取締役会で貴殿のお考え等について議論が出来れば幸いと考えており、急な話ではございますが、もし貴社のご都合が許せば、12月14日（金）あるいは15日（土）にデンマークにおいて貴社のご担当者与会談のため、当社の徳田専務ほか1名を派遣することを考えております。

つきましては、勝手を申し上げますが、本件についての貴殿のお考えと、14日（金）あるいは15日（土）＜14日（金）が望ましいですが＞のデンマークでの会談が可能か、飛行機便の手配等もございましたので、出来れば日本時間12月11日（火）夕刻までに、返信を賜れば幸いです。

貴殿のご理解とご協力に感謝いたします。

チボリ・ジャパン株式会社 社長 坂口 正行

岡山県倉敷市寿町 12-1
チボリ・ジャパン株式会社
宛先：坂口正行社長

FAX:+81-86-434-1003
ページ数:1 ページ

日付:2007年12月10日

坂口社長殿

本日付の貴 FAX 有難うございました。貴殿もご健勝のことと存じます。

TJ 社がチボリ名称を継続して使用することに関し、TI 社が TJ 社との新たな交渉に入ることへ関心を持つための最小基準は、TI 社の(2007年2月の)「開発計画」に提示されている投資提案及びコミットされた協力の概念が、前向きに/確実に取り組まれることとあります。その点において、我々の立場は、2007年中旬の交渉終了以来変わっておりません。

もし、両当事者が新たな交渉に入るのであれば、TI 社にとりましては、「開発計画」が倉敷チボリ公園の投資サイズ、特に乗り物構成に関する基礎を形成することが必須となります。同様に、過去 10 年間を特徴づけたものをはるかに超えた真剣でコミットされた協力条件が、将来の関係を規定しなければなりません。再度、「開発計画」の締結を言及いたします。

以前交渉された「協力及び開発契約」は、将来の協力に対する条件を規定します。それ故、TI 社は、両当事者が満足できる「協力及び開発契約」を結ぶという条件でのみ、DMS(指定管理者制度)の導入を承認することができます。

TJ 社が上記に合意できるのであれば、私は徳田氏及び TJ 社を代表する同行者とのコペンハーゲンでの会議を歓迎いたします。但し、ご提案頂きました日程に関しましては、先約があるため、12月16日(日)の正午前後の会議を提案いたします。

ご協力に感謝いたします

チボリ
Lars Liebst

宛先：

チボリ・インターナショナル
リーブスト社長

日付：

07. 12. 11

内容：

チボリ名称の継続使用に関する貴殿のご見解をお示しいただいた07. 12. 10付けの貴信ありがとうございます。

昨日発信した当社レターの第3パラグラフで記しました当社の条件とは合致しておりませんが、当社としては、再度事務方による作業で相違点についての調整が可能なものかの努力をさせていただきたいと考えております。

そのため、当社の徳田専務と服部ジェネラルマネージャーを下記の予定で、デンマークに派遣をいたしたいと考えております。

- ✓ 出張者：徳田修吾 専務取締役 服部新生 ジェネラルマネージャー
- ✓ スケジュール：
 - 07. 12. 15 (土) 日本発 同日コペンハーゲン着 (KL1139)
 - 07. 12. 16 (日) 10:00AM ~ 貴社との交渉
 - 07. 12. 17 (月) コペンハーゲン発 KL1128

ご協力とご理解をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

チボリ・ジャパン株式会社
社長 坂口 正行

報告

チボリ・ジャパン社（T J社）の取締役会において、チボリ公園として、チボリの名称で再建すべきという提案がなされ、交渉再開の用意があるかどうか、チボリ・インターナショナル社（T I社）の意向を確認するため、デンマーク コペンハーゲンのチボリ公園にて会談を行った結果、その要旨は次のとおりである。

記

1 日程

12月16日（日）11:30～13:00 T I社との会談

2 出席者

T I社 ラース リーブスト社長
 ジェイコブ クロー プロジェクトマネージャー
T J社 徳田修吾 専務取締役
 服部新生 ゼネラルマネージャー

3 会談の概要

(1) T I社の交渉再開の前提条件

T I社は、T J社がチボリの名称を継続して使用することについて、T I社が2007年2月に提示したライドの投資等の開発計画の実行をT J社が約束するとともに、T I社とT J社の間で協議された開発協力契約が締結されることが新たな交渉に入る前提条件であること。またT I社の基本的な姿勢、考え方は、開発協力契約について協議していた本年2月のときと変わっていないことを確認した。

T I社は、いつでもドアを開け、新たに交渉を再開する用意はあるが、T J社から新たな具体的な提案があり、新たな協力関係をつくり、新たな投資が真剣に検討されなければならないと主張した。

(2) T J社の考え方・意見

T J社は、これまでの交渉の経緯から、この交渉に入る前提条件として次のことについてT I社の考え方を求めた。

① ライドにかかる投資はT J社のキャッシュフローの範囲内において行う。

T I社 ライドにかかる投資については、金額だけの問題ではなく、T I社が提案する投資計画を実行することおよびお互いの信頼のある協力関係が必要である。

② 投資を含め、T J社の経営方針はワークショップの決定にかかわらず、最終的に当社の取締役会で決定する。

T I社 株式会社である以上、投資の判断は取締役会にて判断することだが、ワークショップで決めたことを実行することをどのようにして保証するのか。

- ③ 両社の協力関係は、従前の提携契約と基本的に同一内容とする。
T I 社 名称に関する移行契約が締結されているので、従前の提携契約に戻ることはない。新たな契約の可能性について話し合うことになる。
- ④ チボリの名称使用を前提に、指定管理者制度の導入を認める。
T I 社 指定管理者制度の導入は、開発協力契約が合意に達していないと認められない。指定管理者制度を導入するという仮定では話せない。
- ⑤ T I 社の基本的な考え方として、チボリの名称を使用することは、公園のコンセプトを守り、質を高めることであり、その為には新たな投資が必要という考えは、変わっていない

基本協定書（案）等について

平成19年11月30日に開催した第3回県市連絡会議において、基本協定の主要項目について取りまとめたところであるが、その後、県と市の間で協議を行い作成した基本協定書（案）、及び政令市移行に向けた主なスケジュールについては、次のとおりである。

I 基本協定書（案）

岡山県（以下「県」という。）と岡山市（以下「市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の規定により政令で定める指定都市（以下「政令指定都市」という。）へ市が移行するに当たり必要な県と市との間の事務移譲等に関し、基本協定を締結する。

県と市は、この基本協定の趣旨を踏まえ、県から市への円滑な事務移譲等に向け、引き続き連携、協力する。

1 法令等に基づく移譲事務

政令指定都市移行時に市に移譲されることとなる法令必須事務、法令任意事務及び国の要綱・通知等に基づく事務は、別表1に掲げる1,387項目とする。

(1) 法令必須事務

法令により政令指定都市に移譲されることとなる事務は、899項目とする。

(2) 法令任意事務

法令により政令指定都市が行うことができるとされている事務で、県と市が協議して政令指定都市移行時に市に移譲する事務は、351項目とする。

(3) 国の要綱・通知等に基づく事務

国の要綱・通知等により政令指定都市に移譲されることとなる事務は、137項目とする。

2 事務の処理の特例に関する条例等による移譲事務

県が、事務の処理の特例に関する条例等により、政令指定都市移行時に市に移譲する事務は、別表2に掲げる111項目とする。

3 県単独事業

県単独事業のうち、政令指定都市移行時に市に移譲する事業は、別表3に掲げる69事業とする。

なお、次の4事業については、3年間の経過措置を講じることとし、現行の県補助率から、移行後、毎年度その4分の1ずつ均等に引き下げる。

（事業名）

- ・老人医療特別対策費
- ・乳幼児医療対策費
- ・重度心身障害者医療費特別措置費
- ・ひとり親家庭等医療費公費負担事業費

4 法令等に基づく移譲事務の移譲に伴う確認事項

法令等により県から市に移譲される事務に関して協議した事項は、次のとおりである。

(1) 児童自立支援施設に関する事務

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に関する事務については、政令指定都市移行後も当分の間、地方自治法第252条の14第1項の規定により、市が県に委託する。

(2) 国県道に関する県債元利償還金の取扱い

県が平成14年度以降に発行した市域分の道路事業に係る県債の元利償還金について、県への普通交付税措置相当額を除いた額を市の負担とする。

(3) 河川管理に関する事務

都市基盤河川改修事業で整備を進めている次の河川の管理に関する事務について、河川法（昭和39年法律第167号）第9条の規定に基づき、県から市に移譲するものとする。

級種	水系名	河川名	延長
一級河川	吉井川水系	永江川	1.9 km
一級河川	旭川水系	倉安川	6.6 km
一級河川	旭川水系	大堀川	0.6 km

なお、移譲河川の改修事業に係る市の負担増を踏まえ、3年間の経過措置として、県から市に補助を行う。その際の補助率は、現行事業における県補助率から移譲に伴う国庫補助率の増を差し引いた率を、移行後、毎年度その4分の1ずつ均等に引き下げた率とする。

(4) 県費負担教職員の任免等

県費負担教職員については、県・市ともに適切な人材確保が図られるよう、人事交流（任命権者間の異動）等を実施する。

(5) 当せん金付証票（宝くじ）の発売収益金の配分

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条の規定に基づき発売する当せん金付証票（宝くじ）の発売収益金の市への配分は、県全体の収益金の100分の35.6とする。

5 その他確認事項

その他県から市への事務移譲等に関して協議した事項は、次のとおりである。

(1) 人的支援

県から市への円滑な事務移譲等を進めるため、県は、必要な人的支援を行う。

このため、県から市への職員派遣及び市職員の県における実務研修等の実施について、県と市で協議する。

(2) 県有財産の譲渡

次の県有財産については、政令指定都市移行時に県から市に譲渡する。

(施設名)

- ・岡山県立城下地下駐車場
- ・岡山県城下地下広場

(3) 岡山県土地開発公社の先行取得用地の取扱い

市域の道路事業に係る岡山県土地開発公社の先行取得用地については、政令指定都市移行時に岡山市土地開発公社が取得する。

6 特に定めのない事項等の取扱い

この基本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県と市で協議のうえ、別に定める。

この基本協定の締結を証するため、岡山県知事及び岡山市長が署名する。

平成 年 月 日

岡山県知事

岡山市長

※別表については省略

Ⅱ 政令市移行に向けた主なスケジュール

月 日	内 容
H19年	
4月	総務省協議（H19年4月～H20年7月頃） 〔協議項目〕 ・政令市移行の必要性、大都市性、合併の経緯、区割り、事務移譲協議の状況、行財政改革への取組、体制整備の状況など
12月	岡山市議会意見書議決（11月定例会市議会） ※別紙参照
12月又は H20年1月	基本協定締結
3月	県議会意見書議決（2月定例会県議会） ※別紙参照
4月及び 9月頃	国への要望 ・県、県議会、市、市議会から国へ要望
10月頃	閣議決定
H21年	
4月	政令市移行

※先行政令市の例を参考に作成

〔参考〕新潟市の政令市移行に関する意見書

新潟市の政令指定都市の指定に関する意見書

新潟市は、平成 17 年 10 月 10 日までに黒埼町、新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村、巻町の 14 市町村との合併により、人口 81 万を擁する本州日本海側で最大規模の都市となった。

古くから日本海側の重要な港町として栄え、現在も国際空港をはじめとした高速交通基盤が集積する国内外の交通拠点である新潟市は、新潟県の政治、経済、文化の中心としてさらなる発展が期待されている。

また、地方分権が進展する中、新潟市は、市民サービスの一層の向上と住民自治の充実を図るため、政令指定都市への移行を目指している。

新潟市が本州日本海側初の政令指定都市としての指定を受け、自治機能を強化して発展していくことは、新潟県はもとより近隣県の発展にも大きく寄与するものと考えます。

よって政府におかれては、新潟市を政令指定都市に指定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 3 月 23 日

新潟県議会議長 佐藤元彦

内閣総理大臣 小泉純一郎様
総務大臣 竹中平蔵様

新潟市の政令指定都市の実現に関する意見書

新潟市は平成 13 年 1 月 1 日の黒埼町との合併を初めとし、平成 17 年 3 月 21 日には新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村の 12 市町村との広域合併を行い、さらに平成 17 年 10 月 10 日には巻町との合併を経て、人口 81 万を擁する本州日本海側で最大規模の都市となりました。

地方分権が進展する中、新潟県の県都としてのさらなる発展の期待にこたえとともに、市民サービスの一層の向上と住民自治の充実を図るためには、本市が自立可能な都市としてふさわしい権限を有することが不可欠であります。

そのためには、政令指定都市となることがぜひとも必要であり、このことは、新潟市民が強く願うものであります。魅力と活力にあふれたまちづくりを進めることで、産業振興による雇用の拡大、人と物の交流によるさらなるにぎわい、強化された行財政基盤のもとでの安定的、主体的な行政サービスの展開など、市民の福祉向上に大きく寄与できるものと確信します。

また、本市が政令指定都市に移行することは、日本海国土軸上の中枢拠点都市として、国土の均衡ある発展にも必ずや大きく寄与できるものと確信しているものであります。

よって、関係行政庁において、平成 19 年 4 月 1 日をもって新潟市を「地方自治法第 252 条の 19 に規定する指定都市」として指定されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 17 年 12 月 5 日

新潟市議会議長 佐藤豊美

内閣総理大臣
総務大臣
新潟県知事 　あて